

## 税金裁判の手順と 納税者勝訴率

平成18年度の税務訴訟等の概要が発表されました。発表された訴訟では、納税者の主張が一部でも受け入れられた案件の割合は17.9%となっています。今回は税務署の処分不服がある時の対応手順と救済の現状を見てみましょう。

### 1. 異議申立て（対処分庁）

税務署長に、処分の通知を受けた日の翌日から2ヶ月以内に「異議申立て」ができます。税務署長は、その処分が正しかったかどうかを改めて見直しを行い、その結果（異議決定）を納税者に通知します。発生件数は4,301件で、前年比4.4%の減少となりました。

### 2. 審査請求（対国税不服審判所）

異議決定後、なお処分に不服がある時は、異議決定通知の日の翌日から1ヶ月以内に国税不服審判所に「審査請求」をすることができます。

国税不服審判所長は納税者の不服の内容を審査し、その結果（裁決）を納税者に通知します。この裁決は、納税者に対して不利益となる変更はなされません。また、一定の場合、1の異議申立てを経ずに直接、国税不服審判所長に審査請求をすることもできます。発生件数は、2,504件で前年比15.5%の減少となりました。

### 3. 訴訟（対裁判所）

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服がある時には、その通知を受けた日から6ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。この納税者勝訴率は17.9%です。

### 4. 留意点

なお、1の異議申立てと2の審査請求は、税理士が納税者の代理人となれますが、3の訴訟からは弁護士が代理人となり税理士が補佐人として弁護士と共に依頼者をサポートすることになります。

一方、納税者勝訴率は、平成15年度においては11.2%でしたので、平成18年度における17.9%は、大きな上昇といえます。

## ナマの税務相談室

**Q** 先生、私は本19年中に総合所得による所得税と分離課税による所得税と二つの譲渡所得の申告がありますので、ご相談を。

**A** ハイ、Zさんは資産家ですから二つの譲渡が絡んだ多くの歴史がありますね。

**Q** そうそう、先生には、相当以前に株も会員権も土地も譲渡は、すべて黒字で税額が50%を超えた苦い例がありましたね。本日は取得費について断片的ですが教えてください。

**A** 最近では総合の譲渡所得で黒字という話は余りないですね。

総合は会員権ですか。

**Q** 実は貴金属、金の地金を売ったのです。2,000万円で売ったのですが、500万円の損です。2年前にある人から父の遺産である金を買って欲しいと頼まれて購入したものです。

**A** Zさんのことだから購入時も日経の相場表で買ったのでは、今上がっていますが。

## 譲渡所得の 取得費について

**Q** 相場表でなく、その人の妻が私の妹で泣きつかれたのです。

**A** Zさん、金の損失は、金が通常生活に必要な

でない資産ですので、損失は認められません。

**Q** 私の父が平成16年12月死亡しましたが、今年の2年目の延納税金1,000万円の財源として、N銀行株式を100株1,400万円で売りましたが、取得価額が不明です。

**A** Zさんの父上は終戦後間もなくN銀行の役員だったと聞きますが、創立株を所有していたのですか。

**Q** イヤ、入行後他の役員から買ったらしいのです。この程、この株100株昔の株券でN証券で売りました。

**A** 通常は、取得価額は5%、70万円ですが、このケースでは上場株式の取得費の特例に該当し、取得費は、平成13年10月1日における価額の80%の金額になり、大分得します。

## ナマの税務相談室